

記者発表資料
平成29年(2017年)11月10日
教育委員会学校教育課 担当者：事務局次長 平田 078(918)5055 内線3410

明石商業高等学校 新規採用教員の採用手続きの不備について

このたび、明石商業高等学校において、本年度新規採用教員の保健体育科教員が採用手続きの際に必要な教員免許状の申請がなされなかったことが、平成29年10月27日に判明しましたので、事案の概要及びその後の対応について下記のとおり報告します。

記

1 当該教員について

- (1) 所 属 明石市立明石商業高等学校
- (2) 職名・性別・年齢 教諭・男・25歳
- (3) 教科・校務分掌 保健体育科、3年学年付・サッカー一部顧問

2 概要

当該教員は兵庫県公立学校採用試験に合格し、明石商業高校への配属が決定したため、本年3月に新規採用教員としての採用手続きに必要な書類を明石商業高校事務局に提出しました。しかし、教員免許状取得のための資格要件は満たしていましたが申請手続きをしておらず、教員免許状を持参していなかったため、すぐに申請するよう学校事務局職員から指導したうえで、市教育委員会で採用手続きを進めました。

このたび、県教育委員会から市教育委員会に、当該教員の教員免許状が確認できないとの連絡があり、学校長が当該教員に確認したところ、教員免許状の申請手続きがなされていないことが分かりました。

3 生徒への影響について

当該教員は教員免許状取得に必要な単位は修得済みで、県教育委員会の採用試験も合格しており、教員としての指導力や資質・能力は十分備えていることが確認できています。また、本年4月以降、学習指導要領、学校の教育課程に則った適切な授業を実施していることから、生徒の単位認定に影響は及ぼしません。

4 当該教員の身分について

県教育委員会から当該教員は採用試験の合格が取り消されたことから、4月1日の明石商業高等学校教諭としての採用は取り消しとしました。しかし、今後の授業、部活動等生徒への影響を考慮したうえで、当該教員は4月以降の勤務状況が良好なこと、平成29年11月1日に教員免許状を取得し要件が整ったことから、平成30年3月31日まで臨時教諭として採用することとしました。

5 再発防止策について

今後は、採用予定者に対する指導と、明石商業高校事務局においては、教員免許状の確認を徹底するとともに、教育委員会事務局においても、必要書類が整うまでは採用手続きを進めない等、再発防止に向けた取組を徹底してまいります。